

一般質問通告一覧表

日付	発言者順序 【質問方式】	発言の要旨
平成 31年 3月 5日 (火)	1 中浦 新悟 【一問一答】	1 学童保育の運営について
	2 樋口 清士 【一問一答】	1 市長施政方針について
	3 下村 晴意 【一問一答】	1 健康増進法の改正による受動喫煙防止対策の強化について
	4 成田 智樹 【一問一答】	1 災害対策（地区防災計画）について 2 期日前投票所の増設等について
6日 (水)	5 恵比須 幹夫 【一問一答】	1 一般廃棄物処理事業について 2 不法投棄対策について
	6 浜田 佳資 【一問一答】	1 市長施政方針について

平成31年2月26日

生駒市議会議長

中谷尚敬様

生駒市議会議員 中浦新悟



発言通告書

次のとおり通告します。

平成31年2月26日
午前9時2分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	学童保育の運営について

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	学童保育の運営について
質疑・質問の要旨	
年々共働き家庭が増え、保育園だけではなく学童保育の需要も増してきています。全国的に多くの待機児童が出ており問題となっていますが、本市では、学童保育における希望者全員の受け入れを実施し、待機児童なしを実現しています。 そこで、学童保育における児童の安心安全、指導員の体制や施設整備に関する事のほか、運営に関する事について伺います。 ●市は、学童保育について、現状どのような課題があると認識していますか。また、現在どのような事に力を入れており、今後はどのような事について力を入れていく考えなのでしょうか。 ●児童の登降所時の安全対策について、平成28年3月の一般質問の際、「子どもたちの安全について、今のこの時代、地域の見守りは欠かせない。学童保育ではその部分がまだまだかけているというのは認識している。（学童は）帰る時間が遅くなりより危ないという事でもあるので、今後、出来るだけ学校と同じように地域のお力を借りていく事を考えていく」という旨の答弁でしたが、現在、どのような対策がとられていますか。 ●学童内における「いじめ」などについて、市はどのように把握し、子どもたちの心のケアに対し、どのような対応をしているのでしょうか。 ●指導員の人員体制について十分に充足していると考えていますか。また、退職者や産休等により欠員が生じた際、速やかな対応が取れる体制整備が行われているのでしょうか。さらに、休暇がスムーズに取ることができるなど、労働環境は整っているのでしょうか。 ●今後の施設の増設に対し、市はどのような見解なのでしょうか。 ●昨年11月に厚生労働省は、学童保育の指導員数や資格について「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とし、基準を緩和していく方針を示しました。市はそのことについてどのような見解を持ち、どのような基準で運営していくのでしょうか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成31年2月26日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 殿

生駒市議会議員

樋 口 清 士



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

 平成 31 年 2 月 26 日
 午前 11 時 5 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	市長施政方針について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	市長施政方針について
質疑・質問の要旨	
平成 31 年度市長施政方針において、生駒市が次の 50 年先まで発展・進化を遂げていくために、いくつかの大きな課題に引き続き挑戦していく必要があり、「『自治体 3.0』のまちづくり」、「ワーク・ライフ・コミュニティが融合するまちづくり」、「12 万人総親和のまちづくり」、「『稼ぐ』まちづくり」、「最先端技術と自然・歴史・芸術がつながるまちづくり」の 5 つの分野に今後力を入れて取り組んでいくとしている。 しかしながら、今後 50 年先を見据えた方針として示されているにもかかわらず、各分野の趣旨、取組内容等は庁内外に十分に理解されていない。 そこで、5 つの分野の今後の取組方針等について以下に質問する。 ① 5 つの分野は、どのような課題を解決するために掲げられたのか。その目的とするところは何か。 ② 5 つの分野について、これまでに実施してきた事業は何か。 ③ 今後、どのような施策により 5 つの分野を推進しようと考えているのか。また、平成 31 年度に実施予定の具体的な事業は何か。	

平成31年2月26日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 様

生駒市議会議員

下村 晴意



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成31年2月26日
午前11時25分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	健康増進法の改正による受動喫煙防止対策の強化について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	健康増進法の改正による受動喫煙防止対策の強化について
質疑・質問の要旨	
他人のたばこの煙で健康被害を受けることがないように、規制を強化する改正健康増進法が２０１８年７月１８日に制定されました。 改正法は、望まない受動喫煙をなくすことが目的です。住宅や旅館、ホテルの客室を除くすべての施設や公共交通機関が対象となります。学校や病院、行政機関は敷地内全体を禁煙とし、受動喫煙が起きない屋外の決められた場所でしか喫煙できなくなります。その他の施設では屋内に喫煙専用室を設けることができるが、国が定める基準を満たす必要があります。 悪質な喫煙者には最大３０万円、施設管理者には最大５０万円の過料を科すこととなります。 一方、飲食店では例外的に経過措置を設け客席面積が１００平方メートル以下で、個人または中小企業の既存店なら喫煙を認めることとしていますが、喫煙できる部屋への２０歳未満の立ち入りは禁じられ、新規店は規模にかかわらず規制対象になるため、長期的に一定の歯止めになると期待されています。 しかし、厚生労働省の試算では、禁煙の規制対象となる飲食店は全国で約４５％で、「国の規制は効果に乏しい」との指摘があり、昨年、受動喫煙防止条例を制定した東京都では、飲食店の面積には関係なく原則禁煙とし、都内の飲食店の８４％で喫煙ができなくなります。法律より厳しい規制を含む同様の条例は他の自治体にもあります。 この法律は、これまで努力義務だった同法の受動喫煙防止を義務化しました。東京五輪・パラリンピック前の２０２０年４月に全面施行されます。 このことを踏まえ、また、今までの質問に対する進捗状況について質問致します。 - 公共施設の現状についてお聞かせください。 - 市内の飲食店・事業主への取組についてお聞かせください。 - 生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例、制定後の取組、成果についてお聞かせください。 - 受動喫煙防止対策の強化については、生駒市全部局に係る事から、合意形成のもと推進された事、取組などお聞かせください。	

平成31年 2月26日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

成田 智樹



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成31年 2月26日
午前 11時56分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	災害対策 (地区防災計画) について	
2	期日前投票所の増設等について	
3		
4		
5		

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	災害対策（地区防災計画）について
質疑・質問の要旨	
国の「防災基本計画」、自治体の「地域防災計画」に加えて、自治会やマンションの管理組合などの地域コミュニティが、災害時の避難方法などを自ら立案する「地区防災計画」が、改正災害対策基本法により創設されました。これは東日本大震災で自治体行政が機能不全に陥ったことを教訓に２６年４月に導入され、地域の特性に応じ、地区の範囲や活動について柔軟に規定できる制度となっています。 「地区防災計画」の策定にあたっては、自治会やマンション管理組合のほか企業やＮＰＯ法人、商店街、学校、医療、福祉施設なども主体となることが可能です。 内閣府による地区防災計画策定状況の全国調査結果が初めて公表されました。昨年４月１日時点で、地区防災計画が市区町村の地域防災計画に反映されているのは、２３都道府県の４０市区町村２４８地区。素案作成に向けて活動中なのが４０都道府県の１２３市区町村の３４２７地区となっています。 策定済みと素案作成段階にある地区を有する市区町村数を合わせても、全国に１７４１ある自治体の１割にも満たず、また、計画策定のための説明会開催や町内会、自治会への呼びかけをしているのは全体の約１５％の２６０自治体にとどまっており、７３自治体は制度自体を知らない状況となっていました。 制度の普及・啓発活動について、「行う必要はあるが、行えていない」と答えた自治体は全体の約６割に及んでいます。 このことを踏まえ以下のとおり質問いたします。 （１）今後、各地域で地区防災計画の策定が進むことが本市全体の災害対応力の向上につながると考える。計画策定についての市の認識は。また、自治会、自主防災会をはじめ、地域への周知方法等どのように行われているのか。 （２）本市の地区防災計画策定状況は。また、計画に基づきどのような具体的取組が行われているのか。	

質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

号	質疑 ・ 質問事項
2	期日前投票所の増設等について
質疑・質問の要旨	
期日前投票所の増設及び共通投票所の設置については、平成26年6月及び29年12月議会にて一般質問を行ったところ、人員体制の整備、選管職員の業務負担の増加、増設場所の選定・確保、二重投票を防止するためのシステム・機器の増設等々、種々の課題が提起され、引き続き検討を進めるとの答弁があった。 その後1年以上が経過し、課題解決のため鋭意検討が行われたことと推察するが、その経過及び結果について問う。	

質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成 31 年 2 月 26 日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

恵比須 幹夫



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 31 年 2 月 26 日
午後 2 時 13 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ ☐ 一般質問 (一括質問方式 ・ ☐ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	一般廃棄物処理事業について
2	不法投棄対策について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること

番号	質疑 ・ 質問事項
1	一般廃棄物処理事業について
質疑・質問の要旨	
(1) 使用済小型家電のリサイクル事業について 使用済小型家電のリサイクル事業は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行を前に、2013年3月議会の一般質問で提案、同年10月から事業が動き出しました。専用の回収ボックスの設置は当初、市内3箇所からのスタートでしたが、2017年3月議会の一般質問では、民間事業者の店舗等での協力依頼を提案。以降、継続的に拡大され、現状(2019年2月25日現在)では10箇所体制となりました。 以上のことを踏まえ、使用済小型家電の、これまでの回収量の推移についてどのように分析・評価されているのか、お聞かせ下さい。 (2) ごみ収集と高齢化対策について 高齢化のさらなる進行を考慮すると、将来的には集積所方式による燃えるごみ、資源ごみの収集に加え、一定年齢以上の市民を一律に対象とした部分戸別収集の導入も検討の余地があると考えます。見解をお聞かせ下さい。	

番号	質疑 ・ 質問事項
2	不法投棄対策について
質疑・質問の要旨	
① 2018年度の不法投棄の発生状況について、どのような傾向にあると分析し、対策を検討されているのか、見解をお聞かせ下さい。 ② 2014年3月議会の一般質問において、不法投棄監視カメラの導入を提案させていただき、2015年度から監視カメラの導入・設置が始まりました。現状の運用状況および、評価についてお聞かせ下さい。	

平成31年2月26日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 様

生駒市議会議員

浜田 佳資



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

 平成31年2月26日
 午後2時40分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	市長施政方針について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	市長施政方針について
質疑・質問の要旨	
市長の次年度の施政方針については、評価できる点もありますが、多々疑問や不明な点もあり、その中から今回は3点質問します。 1. 市政運営の基本方針の「みんなで創る、日本一楽しく住みやすいまち・生駒をめざして」の中長期的な課題に対して、今後力を入れる5つの分野は、その内容、5つの分野間の相互関連を踏まえ、その課題の解決策となっているのかどうか。特に、少子高齢化と人口減という課題についてはどうか。 2. 適切な土地利用との関連で、「コンパクトなまちづくり」を一層推進するとしているが、具体的にはどのようなまちづくりを考えているのか。特に、まちの「スポンジ化」との関係でどうか。 3. 学研高山第2工区のまちづくりについて、新たなまちづくり検討組織の立ち上げ、事業化に向けた取組を進めるとしているが、具体的展望はどうか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。